

2015年8月21日

## 異議申立書

外務大臣 殿

異議申立人

特定非営利活動法人情報公開クリアリング

理事長 三木



1 異議申立人の住所、名称、代表者

住 所 東京都新宿区三栄町16-4 芝本マンション403  
名 称 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス  
代表者 理事長 三木 由希子

2 異議申立てに係る処分

御庁の2015年6月30日付けの「行政文書の開示請求に係る決定について（通知）」  
（情報公開第01013号）

3 前項の処分があったことを知った年月日

2015年7月3日

4 異議申立ての趣旨

前2項記載の処分を取り消すとの決定を求める。

5 異議申立ての理由

(1) 異議申立人は、2015年1月12日付けで、処分庁に対し情報公開法に基づき以下の開示を請求した。

- ① 昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの
- ② 日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実がわかるもの



(2) 処分庁は、2015年6月30日付で、①を不開示（不存在）、②を不開示とする処分を行った。

(3) 本異議申立てで争う処分（以下、本件処分）の理由として、以下の記載があった。

- ① 当省保有の行政文書を探索しましたが、対象となる行政文書は作成・取得していないため不開示（不存在）としました
- ② 本件行政文書は、日米双方の合意がない限り公表されないことを前提に行われた日米地位協定の実施に関する日米間の協議の記録であり、本件協議の内容が記録された議事録を公にすることにより、日米間の信頼関係を損ない、今後、米側との間での忌憚のない協議や意見交換を行うことを阻害するおそれがあり、また、その結果、米軍施設・区域をめぐる諸問題に対する日米両政府の対処能力を低下させ、米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害するおそれがあるため、不開示としました。（法5条3号）

(4) 以下のことから本件処分は妥当ではない。

① 不存在について

外務大臣を諮問庁とする情報公開・個人情報保護審査会答申平成19年度（行情）372号、同373号及び同394号などによると、「諮問庁より関連文書の提示を受けて確認を行ったところ、昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨合意がされていると認められ」との記述がある。情報公開・個人情報保護審査会答申において処分庁が提示した文書として本件不存在文書が言及されており、少なくとも過去において存在していることは明らかである。したがって、本件不存在文書は存在するはずである。

また、処分庁は、当該処分の理由として「当省保有の行政文書を探索しましたが、対象となる行政文書は作成・取得していないため不開示（不存在）としました」としており、過去に存在していたが移管ないし廃棄により、現に実施機関として保有をしていないのか、過去において作成・取得をしていないのかを明らかにしていない。総務省において開催されていた情報公開法の制度運営に関する検討会の報告（平成17年3月29日）では、情報公開法の運用に関する改善措置として、理由付記に関して「特に、文書不存在を理由とする不開示決定については、例えば、請求対象文書をそもそも作成・取得していない、作成したが保存期間が経過したので廃棄した、あるいは請求対象文書が個人メモであって組織共有文書ではないから対象文書としていないなど、不存在の要因についても付記することを徹底する必要がある」とされている。仮に移管ないし廃棄による不存在であるならば、理由付記が不適當であり、不適法な処分である。

## ②5条3号を理由とする不開示について

対象行政文書は、日米地位協定発効後の第1回日米合同委員会の議事録で1960年に作成されたものと思われる。日米合同委員会に係る議事録等は、日米双方が公表に合意をしない限り公開されないとされており、本件文書はその根拠となるものである。

「議事録が日米間の合意がない限り公表されない」とする合意内容がどのようなものであるのかは、日米地位協定の運用に関連する情報とはいえ、これによって日米地位協定の実施や運用にかかる米軍施設や区域をめぐる諸問題に直接関係するものではなく、日米超政府の対処能力を低下させ、米軍の日本における安定的駐留と円滑な活動を阻害するおそれはない。

また、「議事録が日米間の合意がない限り公表されない」とする部分は、会議の運営に関する事項であり、情報公開の条件である。情報公開法制を含めて情報公開に係る状況が変化中、日米において情報公開法制がなかった50年以上前の当時の合意が情報公開法の解釈運用を形式的に縛っていることになる。これについて、どのような内容であるのかを公にすることは、日米間の信頼関係を損なうものではなく、その合意が合理的であるか否かが検証されることによる公益性がはるかに上回るものであり、不開示とすべき相当の理由はない。したがって、法5条3号には当たらない。

- (5) 以上のとおり、本件処分は情報公開法の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、本異議申立てを行った。

## 6 処分庁の教示

「この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申し立てをすることができます。」との教示があった。

以上